

平成 21 年 3 月 27 日
行政経営推進室

非常時優先業務について

1 非常時優先業務の概要

新型インフルエンザ発生時に、県が優先的に取り組むべき重要な業務であり、「県総合行動計画業務」(D) 及び「通常業務のうち、継続すべき業務」(B) とする。

(通常時)

通常業務 (A + B + C)

○新型インフルエンザ発生時（4割の職員が欠勤となることを想定）

県総合行動計画業務 D	通常業務のうち、 継続すべき業務 B ↑工夫して縮小↑C	通常業務のうち、 休止が可能な業務 A ← 休 止 →
← 非常時優先業務 (B + D) → (通常の6割の職員体制で実施)		

2 非常時優先業務（通常業務分）の調査について

(1) 調査の概要

本年度、新たな行財政改革大綱策定のため、行政経営推進室において全庁的に実施した「業務総点検」の調査結果データの一部を活用し、県の通常業務のうち、非常時優先業務に該当する業務量（必要人員）を調査した。

なお、調査に当たっては、非常時優先業務を「業務の停止により、県民の生命、身体、財産に重大な損失が生じることが予想される業務及び社会機能に重大な影響を与えることが予想される業務」と仮定した。

(2) 調査結果

県の通常業務のうち、非常時優先業務に該当する業務量（必要人員）は、41.5%となっており、通常の6割の職員体制の下で総合行動計画業務への振り向けが可能な人員は、現時点で18.5%という結果となった。

	← 100% →	
行動計画 業務 18.5% + α	通常業務のうち、継続 すべき業務 41.5% - α ↑工夫して縮小↑α	通常業務のうち、 休止が可能な業務 58.5% ← 休 止 →
← 非常時優先業務 (60%) →		

※ 今後、総合行動計画業務分を含め、非常時優先業務全体の正確な業務量を精査する予定。